

議案第102号

地方独立行政法人大阪市立工業研究所に係る中期目標の一部変更
について

地方独立行政法人大阪市立工業研究所に係る中期目標（平成24年11月20日議決）の一部を次のように変更する。

第1中「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

平成28年2月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

地方独立行政法人大阪市立工業研究所に係る中期目標の期間を延長するため、同中期目標の一部を変更する必要があるため、地方独立行政法人法第25条第3項の規定により、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

地方独立行政法人大阪市立工業研究所に係る中期目標

前文 省 略

第 1 中期目標の期間

平成25年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで
平成29年 3 月31日

第 2 - 第 5 省 略

(参 考)

地方独立行政法人法（抄）

（中期目標）

第25条 省 略

2 省 略

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。